

臨時福祉給付金・子育て世帯特例給付金に関する詐欺にご注意ください

- 現時点で、市や国（厚生労働省）では、皆さんの世帯構成や銀行口座の口座番号などの個人情報は照会しておりません。
- 市や厚生労働省では、ＡＴＭの操作をお願いすることはありません。



配偶者からの暴力を理由に避難している人への支援

配偶者からの暴力を理由に避難していて、事情により、平成26年1月1日現在で住民登録を移すことができない人で次の要件に該当する人は、「事前申出書」の提出をすることにより住民登録を行っている市町村ではなく、実際にお住いの市町村に臨時福祉給付金などの支給の申請を行うことができます。該当すると思われる人は、問い合わせください。

【申出の要件】

①の要件に該当し、その他に、②～④のいずれかに該当している人が対象です。

- ①医療保険（保険証）上、配偶者と別の世帯に属することまたは配偶者の被扶養者となっていないこと
- ②配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ③婦人相談所などから「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていること
- ④平成26年1月2日以降に住民登録が居住市町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限などの「支援措置」の対象となっていること



子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

平成26年1月1日に桶川市において、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給し、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

対象児童

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童

※ただし、臨時福祉給付金の対象者および生活保護の被保護者などは対象外です。

給付額

対象児童ひとりにつき10,000円

申請手続

郵送により6月下旬を予定しています。

※詳細は、広報6月号でお知らせします。

※平成26年1月1日より後に転入・転出した場合でも、申請先は、平成26年1月1日時点の住所地の市区町村になります。

※公務員の人も児童手当とは異なり勤務先ではなく、住所地に申請することになります。

その他

※臨時福祉給付金の対象となるか、また児童手当の所得制限額に満たないかを審査するには、平成25年中の収入などの申告が必要です。申告していない人は必ず申告するようにお願いします。

※平成26年度の市県民税は、6月に決定します。

臨時福祉給付金

対象者

平成26年1月1日に桶川市に住民登録がされている人で、平成26年度市県民税（均等割）が課税されていない人（非課税の人）

※ただし、次の場合は給付対象から除きます。

- ・市県民税が課税される人に扶養されている場合
- ・生活保護を受けている場合

給付額

対象者ひとりにつき10,000円

対象者のうち次の人は5,000円が加算されます。

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金受給者など
- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、福祉手当（経過措置分）の受給者など

申請手続

郵送により6月下旬を予定しています。

※詳細は、広報6月号でお知らせします。

審査

対象者の要件、加算要件などの審査が必要になります。

支給方法

申請は郵送により受け付けます。給付金は申請者の口座に振り込みます。

その他

※市県民税の課税・非課税の判定には、平成25年中の収入などの申告が必要です。収入がない人でも申告をしていないと臨時福祉給付金の対象とならない場合がありますので、申告していない人は必ず申告するようにお願いします。

※平成26年度の市県民税は、6月に決定します。

臨時福祉給付金
子育て世帯臨時特例給付金
が支給されます

問合せ〆臨時福祉給付金・社会福祉課

子育て世帯臨時特例給付金・こども支援課

直通電話 787-9111、9112、9113（※4月14日から利用できます。）

市の行政組織の一部が変わります

問合せ☎企画課

市では、条例などの改正を行い、4月1日から「秘書室」および「企画財政部」を設置します。また、「市民生活部」および「教育部」の組織の一部を改めます。

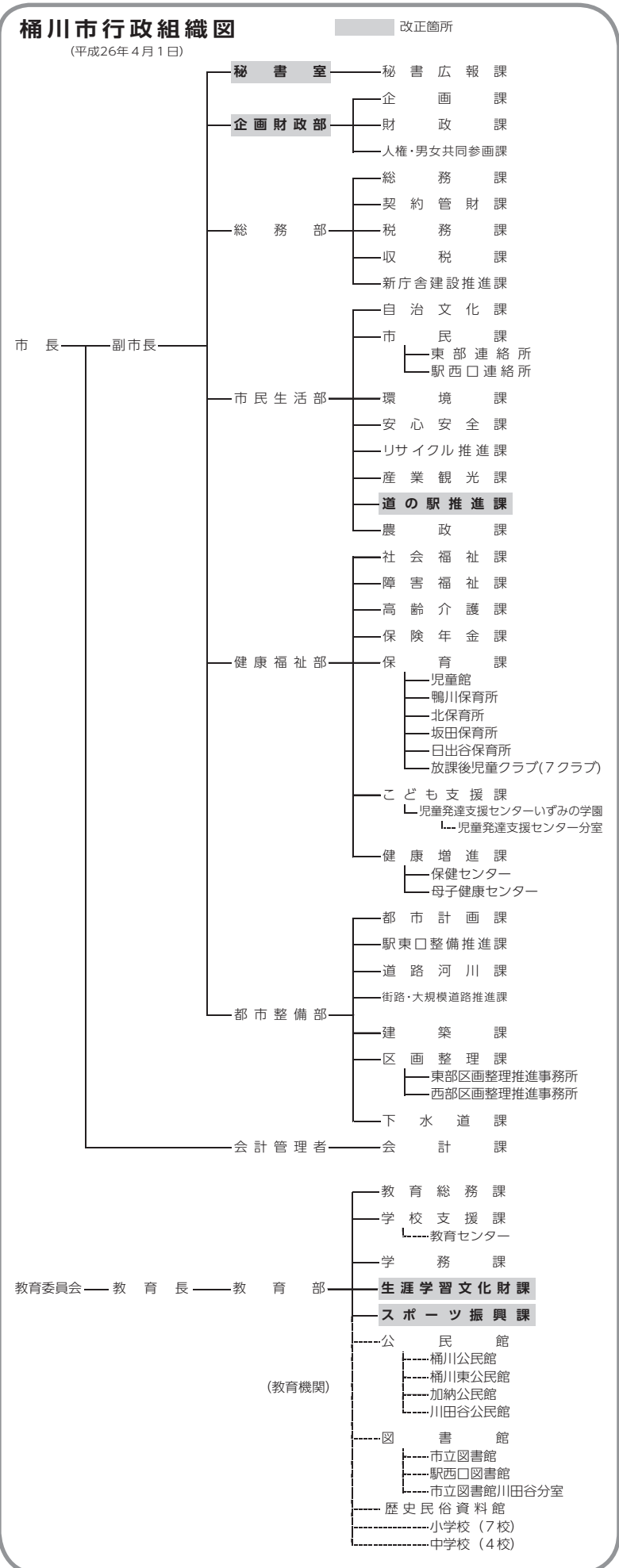
今回の改正は、重要施策や行政課題の解決などに対応するため、執行体制を整えることを目的として行うものです。

- 《組織改正の主な方針》
- 市の重要施策の事業推進などを図る組織執行体制の構築
 - 市長の政策実現に向けた効率的な行政組織体制の構築

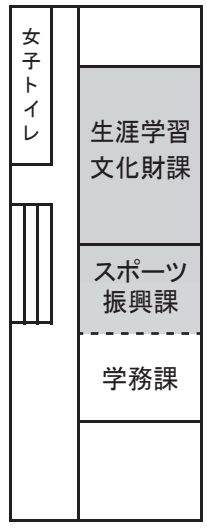
- 《改正の主な内容》
- 秘書室
「総合政策部 秘書広報課」を「秘書室 秘書広報課」とする。
 - 企画財政部
「総合政策部」を「企画財政部」と改める。
 - 市民生活部
「産業観光課」を「産業観光課」と「道の駅推進課」に分割する。
 - 教育部
「生涯学習スポーツ課」を「生涯学習文化財課」と「スポーツ振興課」に分割する。

【改正前】	6部36課	5部32課
	市長部局	1部4課
	教育委員会	
↓		
【改正後】	6部1室37課	5部1室32課
	市長部局	1部5課
	教育委員会	

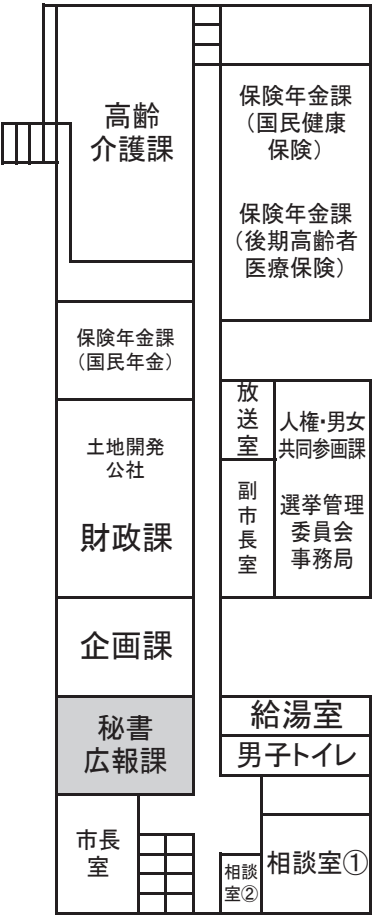
※市議会、行政委員会については、変更ありません。
※情報公開コーナーの変更はありません。
所管課：総務課



教育委員会
3階



北庁舎
2階



南庁舎
2階



城山公園からのお知らせ

城山公園多目的広場(グラウンド)拡張整備工事の工期延期について

城山公園多目的広場(グラウンド)は、少年野球の2面化利用を目的とした拡張整備工事を、3月の完了を目指し、工事を進めてまいりました。しかし、2月中の2度の大雪により、整地工事や園路工事などに影響が生じ、工期の延期を決定しました。4月中の利用を考えていた皆様には大変申し訳ありませんが、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。なお、5月1日から市民の皆様が利用できるよう、工事を進めてまいります。

4月1日から有料施設の使用料金や予約期間などが変更となりました

城山公園と体育施設で共通する有料施設にはテニスコートとグラウンドがあり、その使用料はテニスコートが同額ですが、グラウンドはその利用形態によって異なっていました。このため、桶川市都市公園条例・規則を改正し、4月1日に使用料金を改定しました。

【使用料金(1時間あたり)】					
施設(城山公園)		市内※		市外	
		大人	中学生以下	大人	中学生以下
多目的広場	全面使用	1,000	500	2,000	1,000
	半面使用	500	250	1,000	500
テニスコート	1面使用	300	150	600	300

※「市内」には、鴻巣市と北本市に住所を有する人を含みます。

- 【予約受付】
- ・予約受付期間は「使用日の3か月前から」となります。なお、多目的広場の予約開始日は4月1日からです。
 - ・受付時間は午前8時30分〜午後5時です。
- ・使用したい場合は、城山公園管理事務所にて直接申請を行ってください。また、電話予約はできませんが、予約の空き状況の確認はできます。
- 【供用期間】
- 1月4日〜12月28日
- 【供用時間】
- 午前8時〜午後5時(ただし、5月1日〜8月31日は、午前7時〜午後7時)
- 詳しくは☎都市計画課または、城山公園管理事務所(指定管理者・シルバー人材センター) ☎786-5881

総合福祉センターがリニューアルしました！

総合福祉センターは、平成25年6月から平成26年3月まで耐震補強工事とリニューアル工事のため休館していましたが、平成26年4月からオープンします。

リニューアルして
どこが変わったの？



★各階共通

- 段差の解消や引戸・案内サインの設置によるバリアフリーへの対応
- 利用しやすいトイレ（面積の拡充、オストメイトトイレ設備の設置、温水洗浄便座の設置、手洗いや小便器の自動洗浄化）
- 老朽化した施設設備の更新（給排水設備、空気調和・換気設備、ボイラー設備、受変電設備、自家発電設備、照明設備 など）

★1階 老人福祉センター

- 浴室の拡張
 - 利用者の憩いの場の増設
 - 集会室のリニューアル
- ※4月から老人福祉センター行巡回バスの運行順路が変わります。
詳しくは☎老人福祉センター☎728-1122

★2階 児童館、母子健康センター

- 母子健康センターの機能を維持しつつ、児童館と共有活用
- 安全確保のため、入口を1か所とする
- 調理室・和室のリニューアル

★3階 東公民館

- 利用者が集うことのできるラウンジの設置
- 廊下の拡幅
- 会議室・研修室・視聴覚室のリニューアル



1F

老人福祉センター



- ・面積を拡大
- ・洋式化し温水洗浄便座を設置、手洗いなどは自動洗浄に

太陽光発電装置



補強工事の概要

鉄骨ブレース補強	5か所
鉄筋コンクリート壁補強	3か所
耐震スリット	15か所



児童館

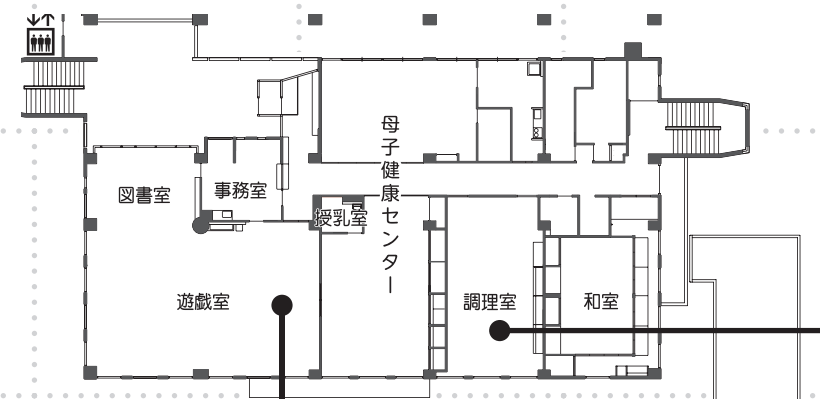
- ・遊戯室
- ・図書室
- ・事務室

東公民館

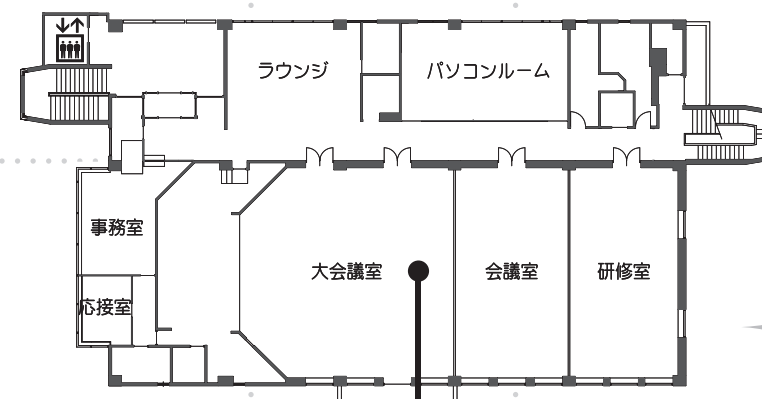
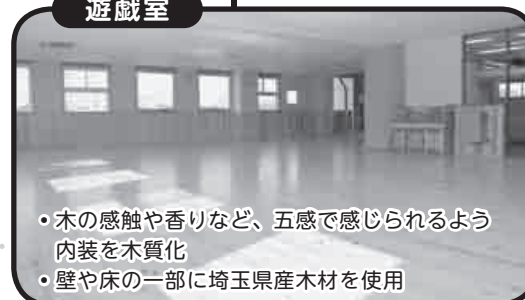
- ・調理室
- ・和室

母子健康センター

2F



遊戯室



3F

東公民館

- ・大会議室
- ・会議室
- ・研修室
- ・ラウンジ
- ・事務室
- ・応接室

パソコンルーム

大会議室



総合福祉センター外観